

若年者在宅ターミナルケア支援助成制度について

(助成対象：平成31年4月1日以降に受けたサービス等)

鎌倉市は、40歳未満の末期がん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしく日常生活が送れるよう、在宅サービス利用料の一部を助成（償還払い）し、患者さんとそのご家族の負担を軽減する制度を実施します。

* 助成を受けることができる方

助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当する方です。

- 鎌倉市内に住所を有する40歳未満で、医師から末期がんである旨の診断を受けており、治癒を目的とした治療を行わない、在宅生活をしている方。
- 他の制度によりサービスの利用等に係る補助を受けていない方。

* 助成の内容

- 訪問介護サービス（ホームヘルプサービス）
- 福祉用具貸与もしくは購入（福祉用具は、次のものになります。）

車いす	車いす附属品
特殊寝台	特殊寝台附属品（介助用ベルトを含む）
床ずれ防止用具	体位変換機
手すり（工事を伴わないもの）	スロープ（工事を伴わないもの）
歩行器	歩行補助つえ
移動用リフト（つり具を除く）	自動排泄処理装置

* 助成額

1か月あたりのサービス利用料に対し上限6万円を基準とし、サービス利用料^{※1}の9割相当額を助成します。（福祉用具購入も含みます。）

市からの助成額は、最大で1か月あたり5万4千円になります。助成額を上回る利用料等については、ご本人のご負担^{※2}になります。

※1 サービス利用料等に対する事業者等からの請求については、全額ご自身でお支払いください。その後市へ申請いただくことで、上限額の範囲内で償還払いするかたちとなります。

※2 利用者が生活保護受給者である場合は、サービス利用料全額（ただし、1か月につき6万円を上限とします）に相当する額を助成します。

* 助成対象期間

平成31年4月1日以降にサービスを利用したもの

* 申請に必要な書類

➤ 「若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書」（様式第1号）

➤ 「若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書^{※3}」（様式第2号）

➤ または、

利用者が末期がんであることが確認できる書類

※3 意見書の作成料は利用者のご負担となります。

申請書等は、市HPからダウンロード可能です

トップページの検索窓

ターミナルケア 🔍

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/skenkou/terminal_care.html

* 助成申請の流れ

1. 助成申請（申請者）

➤ 「若年者在宅ターミナルケア支援事業利用申請書」（様式第1号）

➤ 「若年者在宅ターミナルケア支援事業意見書」（様式第2号）

➤ または、

末期がんであることが確認できる書類

の提出

2. 市から「若年者在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知書」を送付

3. 助成金の請求（申請者）

➤ 「若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書」（様式第7号）

➤ 領収書（原本）

➤ 利用したサービスの明細（原本）

の提出

4. 助成金の支払い

助成額は「若年者在宅ターミナルケア支援事業利用決定通知」後、「若年者在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書」（様式第7号）の内容を確認し、対象となるサービス等に対して助成額を支払います。なお、申請内容に変更が生じた場合は、届け出が必要です。

[申込先]

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

健康福祉部 市民健康課 健康づくり担当

TEL 0467-61-3943 FAX 0467-23-7505

E-mail : shikenko@city.kamakura.kanagawa.jp